

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 基本方針（第四条）

第三章 設備及び運営に関する基準（第五条―第三十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）

第二条第三項第八号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）の例による。

（無料低額宿泊所の範囲）

第三条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものではないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

ロ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一

項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第一項第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

## 第二章 基本方針

### （基本方針）

第四条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができるものと認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第三章 設備及び運営に関する基準

### （構造設備等の一般原則）

第五条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

### （設備の専用）

第六条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならぬ。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第七条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第二十一条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であつてはならない。

(運営規程)

第八条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、県に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第九条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第十条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければ

ならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第十一条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならぬ。

(設備の基準)

第十二条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定を遵守するものでなければならぬ。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第六十二条第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 炊事設備
- 三 洗面所
- 四 便所
- 五 浴室
- 六 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次の各号に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- 一 共用室
- 二 相談室
- 三 食堂

6 第四項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

## 一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、七・四三平方メートル以上とするにと。

ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

三 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

四 便所 入居定員に適したものを設けること。

五 浴室

イ 入居定員に適したものを設けること。

ロ 浴槽を設けること。

六 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

（職員配置の基準）

第十三条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。（入居申込者に対する説明、契約等）

第十四条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（一年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、一年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第十四条の規定により都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。
- 5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。
- 6 無料低額宿泊所は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。
- 7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。
  - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 無料低額宿泊所に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 無料低額宿泊所に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項の重要事項及び第二項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法
- 8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 9 第七項第一号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

う。

10 無料低額宿泊所は、第七項の規定により第一項の重要事項及び第二項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第七項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第一項の重要事項及び第二項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第十五条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第十六条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次の各号に掲げる費用（第七号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居室使用料

三 共益費

四 光熱水費

五 日用品費

六 基本サービス費

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用  
 2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とするこ  
 と。

二 居室使用料

イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する  
 額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当  
 する金額とすること。

四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金  
 額とすること。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額  
 とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第十七条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生  
 き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行う  
 とともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければ  
 ならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であること  
 に鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない  
 い。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧  
 行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項につい  
 て、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第十八条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居  
 者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第十九条 無料低額宿泊所は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならぬ。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第二十条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第二十一条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第二十二条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十三条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるように、職員の勤務体制を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第二十四条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十五条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第二十六条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の

管理を希望するものに対し、次の各号に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- 一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- 二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- 三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- 四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- 五 第十四条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- 六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、県に届け出ること。

十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

十二 金銭等の管理の状況について、県の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

（揭示及び公表）

第二十七条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

（秘密保持等）

第二十八条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であつた者が、正当な理由がなく、そ

の業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第二十九条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(苦情への対応)

第三十条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、県からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十一条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採つた処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築さ

れ、又は全面的に改築された部分を除く。)について第十二条第六項第一号イ及びニからへまでの規定は、この条例の施行後三年間は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正前の法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、平成二十七年六月三十日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成二十七年七月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第十二条第六項第一号ハに規定する基準を満たさないものについては、同号ハの規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- 一 居室の床面積が、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上であること。
- 二 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第十二条第六項第一号ハに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
- 三 居室の床面積が、収納設備等を除き、四・九五平方メートル未満である場合には、次に掲げる事項を満たすこと。
  - イ 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
  - ロ 第十二条第五項第一号の規定にかかわらず、共用室を設けること。
  - 四 居室の床面積の改善についての計画を、県と協議の上作成すること。
  - 五 前号の規定により作成した計画を県に提出するとともに、段階的かつ計画的に第十二条第六項第一号ハに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。
- 4 前項の建物については、同項第四号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室の増築はできない。

千葉県流域下水道事業の設置等に関する条例の制定について

千葉県流域下水道事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県流域下水道事業の設置等に関する条例

千葉県流域下水道設置条例（昭和四十九年千葉県条例第二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）に基づき、流域下水道事業の設置、経営の基本及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び経営の基本）

第二条 県は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、流域下水道事業を設置する。

2 流域下水道事業を行う流域下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第四号に規定する流域下水道をいう。）の名称及び流域関連公共下水道（同法第六条第四号に規定する流域関連公共下水道をいう。）により下水を処理する区域の存する市町村は、次のとおりとする。

流域下水道の名称	流域関連公共下水道により下水を処理する区域の存する市町村
印旛沼流域下水道	千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡酒々井町
手賀沼流域下水道	松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市
江戸川左岸流域下水道	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市

（法の適用）

第三条 法第二条第三項の規定により、流域下水道事業に同条第二項に規定する財務規定等を令和二年四月一日から適用する。

（利益の処分）

第四条 流域下水道事業における法第三十二条第二項の規定による利益の処分（以下「利益の処分」という。）は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 事業年度の末日において企業債（法第二十二条に規定する企業債をいう。以下同じ。）を有する場合にあつては、毎事業年度生じた利益のうち法第三十二条第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補填残額」という。）の二十分の一を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の二十分の一に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てること。

二 事業年度の末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合にあつては、欠損金補填残額の二十分の一を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、欠損金補填残額の二十分の一から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てること。

三 前各号の規定により減債積立金又は利益積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合にあつては、その残額を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てること。

2 前項第三号の場合における当該利益に係る利益の処分は、同号の規定にかかわらず、議会の議決を経て同号の規定によらないで行うことができる。

3 第一項に規定する積立金は、次の各号に掲げる積立金の区分に応じ、当該各号に定める目的のために積み立てるものとする。

一 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

二 利益積立金 欠損金を埋める目的

三 建設改良積立金 建設又は改良を行う目的

第五条 前条の規定にかかわらず、減債積立金を使用して企業債を償還した場合又は建設改良積立金を使用して建設若しくは改良を行った場合においては、その使用した減債積立金又は建設改良積立金の額に相当する金額をそれぞれ資本金に組み入れなければならない。

（重要な資産の取得及び処分）

第六条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が一億五千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは

譲渡とする。

(業務状況説明書の作成)

第七条 知事は、流域下水道事業に関し、法第四十条の二第一項の規定により、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を六月三十日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する業務状況説明書においては前事業年度の決算の状況を、六月三十日までに作成する業務状況説明書においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 前各号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに業務状況説明書を作成することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

4 知事は、業務状況説明書を作成したときは、遅滞なく、これを千葉県報により公表しなければならない。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、流域下水道の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(千葉県特別会計設置条例の一部改正)

2 千葉県特別会計設置条例（昭和三十九年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

(千葉県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の千葉県特別会計設置条例第一条第

十二号の規定により設置されている千葉県特別会計流域下水道事業において生ずる令和元年度歳入歳出残額については、当該残額を令和二年度の千葉県流域下水道事業に係る特別会計に繰り越すものとする。

政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年千葉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「県民は」を「何人も」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

議案第十一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条の四第二項第一号中「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百十二・五」を「百分の百十七・五」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一（第四条）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額 円	円	給料月額 円	円	給料月額 円	円	給料月額 円	円	給料月額 円	円	給料月額 円	円	給料月額 円	円	給料月額 円	円	給料月額 円	円	給料月額 円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700										
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600										
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700										
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800										
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900										
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200										
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700										
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100										
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500										
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300										
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100										
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000										
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700										
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100										
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400										
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500										
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800										
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800										
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700										
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600										
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500										
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100											
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600											
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100											
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200											
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300											
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500											
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700											
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700											
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600											
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500											
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400											
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200											
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100											
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800											
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300											
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000											
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600											
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400											
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000											
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500											
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600												

43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					

91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600	381,500						
95		295,200	343,100	381,900						
96		295,600	343,500	382,300						
97		295,800	343,700	382,600						
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400
任期付職員	154,900	195,500	227,800	257,500	274,800	294,200	325,600	361,000	405,600	521,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

別表第二(第四条)

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400

43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			

再任  
職員以  
外の  
職員

91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100			
95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500			
96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900			
97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200			
98	305,300	329,400	356,100	386,100				
99	306,500	330,700	357,200	386,700				
100	307,700	332,000	358,400	387,200				
101	308,900	333,400	359,500	387,600				
102	309,900	334,300	360,600	388,100				
103	311,000	335,400	361,700	388,700				
104	312,000	336,600	362,900	389,200				
105	312,800	337,700	364,100	389,500				
106	313,400	338,800	364,600	389,900				
107	314,000	339,800	365,200	390,400				
108	314,700	340,900	365,800	390,700				
109	315,200	342,100	366,400	391,000				
110	315,700	343,100	366,900	391,500				
111	316,200	344,100	367,400	392,000				
112	316,800	345,000	367,900	392,500				
113	317,600	345,900	368,300	392,800				
114	318,300	346,800	368,700	393,300				
115	319,000	347,800	369,300	393,800				
116	319,700	348,800	369,800	394,300				
117	320,300	349,800	370,200	394,600				
118	321,100	350,300	370,700	395,100				
119	321,800	350,900	371,300	395,600				
120	322,600	351,500	371,800	396,100				
121	323,200	351,800	372,000	396,500				
122	323,500	352,200	372,500	397,000				
123	324,000	352,700	373,000	397,400				
124	324,500	353,100	373,400	397,900				
125	324,800	353,500	373,900	398,300				
126		353,900	374,400					
127		354,400	374,900					
128		354,800	375,400					
129		355,200	375,700					
130		355,600	376,200					
131		356,000	376,700					
132		356,400	377,200					
133		356,600	377,500					
134		357,100	378,000					
135		357,500	378,400					
136		357,800	378,800					
137		358,100	379,100					
138		358,500	379,600					

	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三(第四条)

## 教育職給料表

イ 教育職給料表(一)		1 級	2 級	3 級	4 級
職員の 区分	職務 の級	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	号 給				
	1	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	241,100	305,700	356,700	431,300
	13	243,200	308,000	359,500	432,700
	14	245,600	310,000	361,400	434,900
	15	248,000	312,100	363,600	437,100
	16	250,400	313,800	366,100	439,400
	17	252,400	316,000	368,300	441,500
	18	255,500	318,100	370,500	443,900
	19	258,600	320,100	372,600	446,200
	20	261,700	322,100	374,500	448,600
	21	264,600	324,100	376,500	450,700
	22	267,600	326,500	378,400	453,000
	23	270,500	329,100	380,400	455,400
	24	273,400	331,900	382,100	457,700
	25	276,200	333,900	383,500	459,700
	26	278,800	335,900	385,300	461,900
	27	281,300	338,000	387,100	464,000
	28	284,000	340,400	389,000	466,200
	29	286,800	342,800	390,900	468,300
	30	289,200	344,900	392,600	470,600
	31	291,400	346,800	394,300	472,800
	32	293,800	348,600	396,000	474,900
	33	296,000	350,600	397,600	476,800
	34	298,200	352,700	399,400	478,900
	35	300,700	354,800	400,900	481,200
	36	302,900	356,800	402,700	483,400
	37	305,400	358,400	403,800	485,500
	38	307,000	360,400	405,400	487,500
	39	308,700	362,500	406,900	489,400
	40	310,400	364,400	408,400	491,300
	41	312,300	366,300	409,300	493,300
	42	312,800	368,200	410,900	495,200

43	313,700	370,000	412,400	496,900
44	314,600	371,800	414,000	498,800
45	315,500	373,600	415,300	500,700
46	316,500	375,400	416,900	502,500
47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	507,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,000	449,000	
79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300	
81	348,800	414,900	451,100	
82	349,800	415,200	451,800	
83	350,800	415,400	452,100	
84	351,800	415,700	452,700	
85	352,400	416,000	453,100	
86	353,000	416,300	453,400	
87	353,600	416,600	453,700	
88	354,200	416,900	454,000	
89	354,800	417,100	454,300	
90	355,200	417,400		

再任用職員以外の職員

91	355,600	417,700		
92	356,100	418,000		
93	356,600	418,200		
94	357,000	418,500		
95	357,500	418,800		
96	358,000	419,100		
97	358,600	419,300		
98	359,100	419,600		
99	359,500	419,900		
100	360,000	420,100		
101	360,400	420,300		
102	360,900	420,600		
103	361,200	420,900		
104	361,700	421,100		
105	362,200	421,300		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			
109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			
再任用職員	282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表（二）

職員の区分	職務の級の号給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	162,300 円	176,300 円	264,100 円	293,000 円	406,700 円
	2	163,800	178,400	266,600	295,600	408,200
	3	165,300	180,500	268,900	298,500	409,700
	4	166,800	182,700	271,200	300,900	411,200
	5	168,400	184,700	273,700	303,400	412,600
	6	170,400	186,900	276,100	305,700	414,000
	7	172,200	189,100	278,300	308,000	415,500
	8	174,000	191,300	280,500	310,400	417,100
	9	175,700	193,500	282,600	312,800	418,500
	10	177,900	196,300	284,900	315,200	419,900
	11	179,900	199,000	287,300	317,900	421,300
	12	181,900	201,700	289,400	320,800	422,600
	13	183,900	204,500	291,800	323,200	423,900
	14	186,100	206,200	293,800	325,100	425,300
	15	188,300	207,800	295,700	327,000	426,700
	16	190,500	209,500	297,700	329,100	428,100
	17	192,700	211,300	299,800	331,100	429,300
	18	195,400	212,900	302,200	333,300	430,600
	19	197,900	214,600	304,700	335,400	431,800
	20	200,400	216,200	307,400	337,400	433,100
	21	202,900	218,000	309,600	339,600	434,200
	22	204,600	219,900	312,000	341,500	435,400
	23	206,300	221,800	314,200	343,700	436,700
	24	208,000	223,700	316,800	345,800	438,000
	25	209,500	225,200	319,400	347,500	439,300
	26	210,900	227,200	321,700	349,300	440,500
	27	212,500	229,200	323,900	351,200	441,500
	28	214,000	231,200	326,000	353,100	442,600
	29	215,700	233,000	328,200	354,900	443,800
	30	217,400	235,700	329,900	356,700	444,600
	31	219,100	238,400	332,000	358,400	445,400
	32	220,800	241,100	334,000	360,300	446,300
	33	222,100	243,700	335,800	361,600	447,200
	34	223,800	246,500	337,900	363,300	447,700
	35	225,500	249,100	340,000	364,800	448,200
	36	227,200	251,800	342,000	366,600	448,700
	37	228,700	254,300	344,000	368,500	449,200
	38	230,400	256,700	345,900	370,000	449,700
	39	232,100	259,200	347,900	371,300	450,200
	40	233,800	261,500	349,800	372,900	450,700
	41	235,500	264,000	351,300	374,000	451,200
	42	237,300	266,400	353,100	375,400	451,700

43	239,100	268,600	354,700	376,800	452,200
44	240,800	270,800	356,400	378,300	452,700
45	242,700	272,800	358,200	379,700	453,200
46	244,300	275,000	359,900	381,300	453,700
47	245,700	277,200	361,200	382,900	454,200
48	247,300	279,100	362,800	384,400	454,700
49	248,400	281,300	364,000	385,800	455,200
50	249,900	283,200	365,500	387,300	
51	251,300	285,100	367,100	388,800	
52	252,800	287,100	368,700	390,200	
53	253,700	288,700	370,100	391,400	
54	255,200	291,000	371,600	392,700	
55	256,600	293,300	373,100	393,800	
56	257,900	295,800	374,600	394,900	
57	258,900	297,700	376,100	396,300	
58	260,300	300,100	377,500	397,500	
59	261,600	302,300	378,900	398,700	
60	262,900	304,900	380,200	400,000	
61	264,200	307,200	381,100	401,200	
62	265,000	309,600	382,300	402,200	
63	266,300	311,900	383,500	403,600	
64	267,400	314,100	384,600	404,900	
65	268,500	316,300	385,500	406,100	
66	270,000	318,300	386,700	407,200	
67	271,100	320,300	387,700	408,400	
68	272,400	322,300	388,800	409,500	
69	274,100	324,200	390,000	410,500	
70	275,600	326,300	391,000	411,700	
71	276,900	328,400	392,100	412,900	
72	278,300	330,400	393,300	414,100	
73	279,300	332,500	394,300	414,700	
74	280,400	334,600	395,400	415,500	
75	281,600	336,800	396,500	416,200	
76	282,600	339,000	397,600	416,700	
77	283,800	340,700	398,500	417,000	
78	285,000	342,600	399,400	417,400	
79	286,200	344,300	400,400	417,800	
80	287,400	346,100	401,400	418,200	
81	288,600	347,900	402,200	418,500	
82	289,600	349,700	403,000	418,900	
83	290,800	351,100	403,700	419,300	
84	292,000	352,900	404,500	419,600	
85	292,900	354,100	405,200	419,900	
86	293,900	355,700	406,000	420,300	
87	294,600	357,200	406,700	420,700	
88	295,600	358,700	407,400	421,000	
89	296,600	360,000	408,000	421,300	
90	297,500	361,300	408,700	421,600	

再任用職員及び任期職員以外の職員

91	298,400	362,700	409,200	421,900
92	299,200	364,100	409,900	422,100
93	299,500	365,600	410,300	422,300
94	300,300	366,900	410,700	422,600
95	301,000	368,200	411,000	422,900
96	301,800	369,400	411,300	423,100
97	302,600	370,400	411,600	423,300
98	303,400	371,400	411,900	423,600
99	304,200	372,400	412,200	423,900
100	305,000	373,400	412,400	424,100
101	305,900	374,300	412,600	424,300
102	306,400	375,300	412,900	
103	306,900	376,300	413,200	
104	307,400	377,300	413,400	
105	307,600	378,100	413,600	
106	308,000	379,000	413,900	
107	308,300	379,900	414,200	
108	308,600	380,900	414,400	
109	308,800	381,700	414,600	
110	309,000	382,700		
111	309,300	383,700		
112	309,600	384,700		
113	309,800	385,300		
114	310,000	386,200		
115	310,200	387,100		
116	310,500	388,000		
117	310,800	388,800		
118	311,100	389,500		
119	311,400	390,300		
120	311,700	391,100		
121	311,900	391,700		
122	312,100	392,500		
123	312,300	393,200		
124	312,600	393,900		
125	312,900	394,500		
126	313,100	395,200		
127	313,300	395,700		
128	313,600	396,300		
129	313,800	397,000		
130	314,000	397,600		
131	314,300	398,100		
132	314,600	398,600		
133	314,800	398,900		
134	315,000	399,200		
135	315,300	399,500		
136	315,600	399,800		
137	315,800	400,100		
138	316,000	400,400		

	139	316,300	400,700				
	140	316,600	401,000				
	141	316,800	401,300				
	142	317,000	401,600				
	143	317,300	401,900				
	144	317,600	402,200				
	145	317,800	402,400				
	146	318,000	402,700				
	147	318,300	403,000				
	148	318,600	403,200				
	149	318,800	403,400				
	150	319,000	403,700				
	151	319,300	404,000				
	152	319,600	404,200				
	153	319,800	404,400				
	154	320,000	404,700				
	155	320,300	405,000				
	156	320,600	405,200				
	157	320,800	405,400				
	158	321,000	405,700				
	159	321,300	406,000				
	160	321,600	406,200				
	161	321,800	406,400				
再任用職員		227,500	271,100		298,100	324,400	405,200
任期付職員		188,300	211,300		264,100	276,000	391,300

備考

- この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第四(第四条)

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500

43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200
49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
74	263,500	318,600	388,600	439,900	
75	264,700	319,700	389,200	440,400	
76	265,700	320,800	389,900	440,900	
77	266,800	321,900	390,600	441,400	
78	267,900	322,900	391,200	442,000	
79	269,100	323,800	391,800	442,500	
80	270,000	324,700	392,400	443,000	
81	271,200	325,800	393,000	443,500	
82	272,500	326,600	393,600		
83	273,800	327,300	394,200		
84	275,000	328,100	394,800		
85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			

再任用職員以外の職員

91	282,700	331,400				
92	283,900	331,900				
93	284,800	332,200				
94	285,800	332,600				
95	286,800	333,100				
96	287,800	333,600				
97	288,100	334,100				
98	289,000	334,600				
99	289,700	335,100				
100	290,600	335,600				
101	291,500	336,100				
102	292,200	336,600				
103	292,900	337,100				
104	293,600	337,600				
105	294,300	338,100				
106	294,800	338,500				
107	295,300	339,000				
108	295,800	339,400				
109	296,000	339,900				
110	296,400					
111	296,700					
112	297,000					
113	297,300					
114	297,600					
115	297,900					
116	298,200					
117	298,500					
118	298,900					
119	299,200					
120	299,600					
121	299,900					
再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400	

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五(第四条)

## 医療職給料表

イ 医療職給料表(一)		1 級	2 級	3 級	4 級
職員の 区分	職務 の級	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	号 給				
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600

再任用職員及び任期職員以外の職員	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		

	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
任期付職員		274,500	307,200	353,900	428,700

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	497,400
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	498,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	499,200
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	500,100
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	501,000

43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	407,400	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	407,700	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	408,000	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	408,200	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			

再任用職員及び任期付職員以外の職員

	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300					
	99		292,900	329,600					
	100		293,200	329,900					
	101		293,500	330,100					
	102		293,700	330,400					
	103		293,900	330,800					
	104		294,200	331,000					
	105		294,500	331,200					
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500
任期付職員		173,600	194,700	216,100	236,800	265,200	303,900	335,900	395,600

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)		職員の給与						
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300

43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	432,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	432,800	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	433,100	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	433,500	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	433,900	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	434,200	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	434,500	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	434,900	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		

再任用職員及び生期付職員以外の職員

91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100			
119	295,300	326,500			
120	295,700	326,700			
121	296,000	326,900			
122	296,400	327,200			
123	296,700	327,500			
124	297,100	327,800			
125	297,300	328,000			
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			

	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600						
	147	303,900						
	148	304,300						
	149	304,500						
	150	304,700						
	151	305,000						
	152	305,300						
	153	305,700						
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600
任期付職員		176,700	209,800	233,100	252,300	274,700	307,500	336,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第六(第四条)

## 海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		円	円	円	円	円
	1	175,200	228,500	272,300	321,000	357,500
	2	177,500	230,700	274,100	323,000	359,700
	3	180,000	232,700	275,900	325,100	361,800
	4	182,300	234,800	277,700	327,100	364,200
	5	184,600	236,800	279,000	329,300	366,100
	6	187,100	238,800	280,900	331,100	369,200
	7	189,500	240,900	282,700	332,700	372,200
	8	192,100	243,000	284,500	334,400	375,000
	9	194,300	245,200	285,900	335,900	377,800
	10	196,700	247,100	288,300	338,000	380,600
	11	199,100	249,000	290,500	340,300	383,600
	12	201,600	250,900	292,700	342,800	386,300
	13	204,000	252,500	295,100	344,700	389,000
	14	206,600	254,400	297,700	346,900	391,700
	15	209,300	256,200	299,900	349,000	394,500
	16	211,900	258,100	302,300	351,300	397,200
	17	214,200	259,700	304,500	353,600	400,000
	18	216,900	261,600	306,700	356,100	402,000
	19	219,600	263,500	308,900	358,300	404,000
	20	222,300	265,400	310,800	360,600	406,000
	21	224,800	266,900	312,800	363,000	407,500
	22	226,400	268,500	313,900	365,100	409,400
	23	228,000	270,000	315,000	367,200	411,200
	24	229,600	271,400	316,200	369,200	413,200
	25	231,100	272,900	317,500	371,300	414,700
	26	232,500	274,500	318,800	373,700	416,200
	27	234,000	275,900	320,300	376,100	417,900
	28	235,300	277,400	321,900	378,400	419,600
	29	236,900	278,700	323,200	380,400	420,600
	30	237,600	280,100	324,600	382,500	422,200
	31	238,700	281,500	326,100	384,700	423,700
	32	239,800	282,700	327,700	386,800	425,300
	33	241,000	283,400	329,200	388,500	426,800
	34	241,900	284,800	330,700	390,100	428,100
	35	242,700	285,900	331,800	391,700	429,400
	36	243,600	287,000	333,300	393,500	430,600
	37	244,300	287,900	334,800	395,000	431,800
	38	245,100	289,100	336,100	396,400	432,800
	39	245,900	289,900	337,500	397,900	433,800
	40	246,800	290,900	338,700	399,400	434,800
	41	247,700	292,000	340,000	399,900	435,200
	42	248,600	292,800	341,300	401,200	435,800

43	249,400	293,600	342,800	402,400	436,500
44	250,300	294,300	344,300	403,800	437,200
45	251,100	295,200	345,700	405,200	437,800
46	252,000	296,300	347,100	406,600	438,100
47	252,800	297,200	348,500	408,000	438,700
48	253,700	298,300	349,900	409,300	439,200
再任用職員及び任期付職員以外の職員	254,100	299,700	350,700	410,600	439,500
49	254,800	300,800	352,100	411,500	440,200
50	255,400	301,700	353,400	412,400	440,900
51	255,700	302,500	354,800	413,300	441,600
52	255,900	303,500	356,100	413,500	442,200
53	256,200	304,300	357,500	413,900	442,900
54	256,600	305,300	358,800	414,400	443,600
55	257,200	306,000	360,200	414,900	444,200
56	257,500	307,100	360,800	415,300	444,600
57	258,200	308,100	362,000	415,500	445,300
58	258,600	309,200	363,100	416,100	446,000
59	259,000	310,300	364,400	416,500	446,700
60	259,600	311,000	365,500	416,800	447,100
61	259,900	311,700	366,100	417,400	447,400
62	260,400	312,500	366,600	418,000	447,700
63	260,900	313,300	367,200	418,600	448,000
64	261,300	313,600	367,600	419,200	448,200
65	261,600	314,300	368,100	419,800	448,500
66	261,800	314,800	368,600	420,300	448,800
67	262,100	315,400	369,100	420,900	449,100
68	262,400	316,100	369,300	421,500	449,300
69	262,400	316,100	369,300	422,000	449,600
70			370,000	422,600	449,900
71			370,300	423,200	450,100
72			370,800	423,700	450,300
73			371,000	424,300	
74			371,500	424,800	
75			371,900	425,400	
76			372,200	425,900	
77			372,700	426,500	
78			373,200	427,200	
79			373,700	427,800	
80			374,200	428,100	
81			374,600	428,700	
82			375,100	429,400	
83			375,600	430,000	
84			376,000	430,400	
85			376,500	431,600	
86			376,900	432,300	
87			377,400	432,500	
88			377,900		
89			378,400		
90					

	91				378,900		
	92				379,400		
	93				379,700		
	94				380,100		
	95				380,600		
	96				381,000		
	97				381,500		
	98				381,800		
	99				382,300		
	100				382,700		
	101				383,300		
再任用職員		220,300	250,300		279,700	320,400	349,200
任期付職員		184,600	236,800		263,400	307,100	328,800

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第七（第四条）

## 福祉社 給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	159,800	209,600	255,000	275,900	319,200	362,900
	2	161,000	211,300	256,600	277,600	321,400	365,500
	3	162,200	213,100	258,000	279,200	323,700	367,900
	4	163,400	214,800	259,600	280,700	325,900	370,500
	5	164,300	216,500	260,500	282,500	328,100	372,400
	6	165,800	218,300	261,800	284,500	330,100	374,900
	7	167,200	220,100	263,200	286,600	332,300	377,200
	8	168,600	221,800	264,500	288,900	334,500	379,700
	9	169,800	223,500	265,700	290,800	336,400	382,100
	10	171,200	225,000	267,100	292,800	338,600	384,800
	11	172,600	226,400	268,400	294,900	340,600	387,400
	12	174,100	227,800	269,500	296,900	342,800	390,100
	13	175,500	229,200	270,800	298,500	344,600	392,500
	14	177,000	230,800	272,200	300,800	346,600	394,800
	15	178,500	232,400	273,900	302,800	348,600	397,000
	16	179,900	234,000	275,600	304,900	350,600	399,400
	17	181,400	235,400	277,200	306,900	352,300	401,200
	18	183,200	237,000	279,000	309,000	354,300	403,200
	19	184,900	238,500	280,600	311,100	356,100	405,100
	20	186,600	240,000	282,100	313,200	358,000	406,900
	21	188,000	241,000	283,700	315,100	359,900	408,800
	22	189,600	242,400	285,500	317,200	361,800	410,600
	23	191,300	243,700	286,900	319,400	363,800	412,400
	24	192,900	245,100	288,500	321,500	365,700	414,300
	25	194,500	246,500	290,400	323,500	367,700	416,100
	26	196,200	248,200	291,900	325,500	369,600	417,600
	27	198,000	249,700	293,600	327,600	371,600	419,100
	28	199,700	251,400	295,200	329,600	373,600	420,700
	29	201,500	252,800	296,400	331,400	375,100	422,300
	30	203,000	254,100	298,100	333,500	376,900	423,600
	31	204,500	255,300	299,800	335,400	378,700	424,900
	32	205,900	256,600	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	207,100	257,900	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	208,400	259,100	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	209,700	260,400	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	210,900	261,600	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	212,100	263,000	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	213,500	264,300	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	214,900	265,900	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	216,300	267,400	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	217,300	268,800	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	218,500	270,300	316,500	355,200	393,800	436,000

43	219,600	271,800	318,000	357,000	395,000	436,700
44	220,800	273,200	319,500	358,700	396,100	437,400
45	221,700	274,900	320,500	360,500	396,800	438,200
46	222,800	276,400	321,700	361,900	397,500	439,000
47	223,700	277,900	322,900	363,400	398,200	439,400
48	224,700	279,400	324,100	364,800	398,900	440,100
49	225,500	280,900	325,100	365,800	399,500	440,600
50	226,600	282,300	326,100	366,900	400,100	441,000
51	227,700	283,800	327,000	368,000	400,600	441,400
52	228,500	285,100	328,000	369,100	401,000	441,800
53	228,900	286,400	328,900	370,000	401,400	442,200
54	230,000	287,900	329,600	370,600	401,700	
55	230,700	289,300	330,400	371,400	402,000	
56	231,400	290,800	331,200	372,200	402,300	
57	232,200	292,200	331,800	373,000	402,600	
58	233,100	293,600	332,300	373,800	402,900	
59	233,900	295,100	332,900	374,600	403,200	
60	234,800	296,600	333,400	375,400	403,500	
61	235,800	297,700	333,900	376,300	403,800	
62	236,400	299,200	334,100	377,000	404,100	
63	237,300	300,400	334,700	377,700	404,400	
64	238,100	301,900	335,300	378,400	404,700	
65	239,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
66	240,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
67	241,000	305,400	336,600	379,900	405,600	
68	241,900	306,700	337,100	380,600	405,900	
69	242,900	307,400	337,600	381,000	406,100	
70	244,000	308,500	338,100	381,700	406,400	
71	244,900	309,700	338,500	382,300	406,700	
72	245,700	310,900	339,000	382,900	407,000	
73	246,400	312,200	339,200	383,300	407,200	
74	247,400	312,900	339,700	383,900	407,500	
75	248,400	313,600	340,200	384,500	407,800	
76	249,200	314,200	340,700	385,100	408,000	
77	250,000	315,000	341,000	385,500	408,200	
78	251,000	315,700	341,400	386,000		
79	252,000	316,400	341,900	386,500		
80	253,000	317,100	342,300	387,100		
81	253,900	317,400	342,500	387,600		
82	254,600	317,700	342,800	388,000		
83	255,600	318,300	343,300	388,400		
84	256,600	318,600	343,700	388,800		
85	257,200	319,000	344,000	389,000		
86	258,000	319,300	344,300	389,200		
87	258,700	319,700	344,800	389,500		
88	259,600	320,000	345,200	389,800		
89	260,200	320,500	345,500	390,000		
90	261,000	320,900	345,900	390,300		

再任用職員及び任期付職員以外の職員

91	261,800	321,200	346,300	390,600		
92	262,600	321,500	346,500	390,800		
93	263,000	322,000	346,800	391,000		
94	263,700	322,400		391,300		
95	264,200	322,600		391,600		
96	264,900	323,000		391,800		
97	265,600	323,400		392,000		
98	266,300	323,800				
99	267,000	324,200				
100	267,700	324,600				
101	268,200	324,800				
102	268,700	325,100				
103	269,100	325,400				
104	269,600	325,700				
105	269,800	326,100				
106	270,000	326,300				
107	270,300	326,600				
108	270,600	327,000				
109	271,000	327,400				
110	271,300	327,700				
111	271,700	328,100				
112	272,000	328,400				
113	272,300	328,700				
114	272,600	329,100				
115	272,900	329,400				
116	273,300	329,600				
117	273,600	329,800				
118	273,900	330,100				
119	274,300	330,500				
120	274,700	330,900				
121	274,900	331,100				
122	275,100					
123	275,500					
124	275,800					
125	276,000					
126	276,300					
127	276,700					
128	277,100					
129	277,300					
130	277,700					
131	278,100					
132	278,400					
133	278,600					
134	278,900					
135	279,300					
136	279,600					
137	279,800					
138	280,100					

再任用職員	153	284,100						
任期付職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800	
備考		178,500	202,200	245,400	260,900	294,200	325,600	

この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の五第一項中「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同条第二項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第一号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号イ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万二千元」を「一万六千元」に改め、同号ロ中「二万三千元」を「二万七千元」に、「一万六千元」を「一万七千元」に改める。

第二十条の四第二項第一号中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	397,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第五条第三項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	331,000
2	367,000
3	394,000

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第八条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

第六条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第四項及び第五項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第二十條の四第二項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定(任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第六條第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定(任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第八條第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は平成三十一年四月一日から、第一条の

規定（給与条例第二十条の四第二項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和元年十二月一日から適用する。  
（給与の内払）

3 第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

4 第二条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第十条の五の規定により支給されていた住居手当の月額が二千円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和三年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給与条例第十条の五の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額。第二号において「旧手当額」という。）から二千円を控除した額の住居手当を支給する。

一 第二条の規定による改正後の給与条例第十条の五第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から第二条の規定による改正後の給与条例第十条の五第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる職員  
5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事委員会への委任）

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

千葉県県税条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県県税条例の一部を改正する条例

千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附則第十一条第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。ただし、附則第十一条第二項第二号の改正規定は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日から施行する。

議案第十三号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の二上欄へ中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

## 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

## 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づくものの項製造保安責任者試験手数料の目中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づくものの項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に、「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和二年三月一日から施行する。ただし、別表第一高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づくものの項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

#### （経過措置）

2 建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）による改正後の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第三項の規定による二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事の行う二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第九十六号）による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第一百五号）第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに對する改正後の使用料及び手数料条例別表第一建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づくものの項の規定の適用については、同項中「二万四千四百円」とあるの

は、「二万九千三百円」とする。

千葉県情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県情報公開条例の一部を改正する条例

千葉県情報公開条例（平成十二年千葉県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、「第三節 行政文書の任意的な開示（第二十五条）」を削る。

第五条中「次の各号に掲げるものは」を「何人も」に改め、同条各号を削る。

第七条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第十三条第一項中「三十日」を「十五日」に改め、同条第二項中「三十日」を「四十五日」に改める。

「第三節 行政文書の任意的な開示」を削る。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十七条の二第二項中「県民は」を「何人も」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県情報公開条例（以下「新条例」という。）第五条、第七条第一項及び第十三条の規定は、この条例の施行後にされた新条例第五条の規定による開示の請求について適用し、この条例の施行前にされた改正前の千葉県情報公開条例第五条の規定による開示の請求については、なお従前の例による。

## 議案第十六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第七号中「及びへ」の下に「の要件」を加え、「の口からチまで」を「に掲げる要件」に改め、同号イ中「建築基準法」を「耐火建築物(建築基準法)に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。」又は準耐火建築物(」に、「(同号ロ」を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。)」の下に「(保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)」を加える。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年千葉県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項ただし書中「、第十四条第一項において」の下に「読み替えて」を加え、「口からチまで」を削る。

第十四条第一項の表第四十五条第七号イの項を次のように改める。

第四十	耐火建築物(建築基準法(昭和二十	建築基準法(昭和二十五年法律第
五条第	十五年法律第二百一号)第二条第	二百一号)第二条第九号の二に規
七号イ	九号の二に規定する耐火建築物を	定する耐火建築物

いう。以下この号において同じ。又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第十七号

千葉県心身障害者扶養年金条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県心身障害者扶養年金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。  
令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

## 千葉県心身障害者扶養年金条例の一部を改正する条例

千葉県心身障害者扶養年金条例（昭和四十五年千葉県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号口中「第十五条」を「第十二条第一項」に改める。

第十一条第一項中「及び次条」を「から第十三条まで」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

- 一 精神の機能の障害により年金等の受領、管理及び支出を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「第十一条第三項に規定する者に」を「第十一条第三項各号のいずれかに該当する者と」に改める。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「次の各号に掲げる手続」を「請書の提出及び第十六条の規定による敷金の納付」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「同項各号」を「同項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第十五条第一項中「第十条第五項」を「第十条第四項」に改める。

第三十条の九第三項中「年五パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第三十三条の四及び第三十三条の十二中「第十条第五項」を「第十条第四項」に改める。

第三十三条の十四第一項第六号を次のように改める。

六 第十条第二項の規定により期間を指示し、同条第三項の規定により入居の許可を取り消し、又は同条第四項の規定により入居可能日を通知すること。

第三十四条の八の表第三十条の九第三項の項及び第四十一条第一項の表第三十条の九第三項の項中「年五パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

議案第十九号

千葉県卸売市場条例を廃止する等の条例の制定について

千葉県卸売市場条例を廃止する等の条例を次のように制定する。

令和元年十一月二十七日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県卸売市場条例を廃止する等の条例

(千葉県卸売市場条例の廃止)

第一条 千葉県卸売市場条例(昭和四十六年千葉県条例第六十九号)は、廃止する。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

第二条 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県卸売市場審議会の項を削る。

別表第三千葉県卸売市場審議会の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。